

報道機関各位

令和元年（2019年）9月24日（火）配付

項 目	令和元年度児童生徒仲良しコミュニケーション活動奨励事業「令和元年度どさんこ☆子どもオホーツク地区会議」について
配付資料	<ul style="list-style-type: none"> ・令和元年度「どさんこ☆子どもオホーツク地区会議」実施要項 ・令和元年度（2019年度）「児童生徒仲良しコミュニケーション活動奨励事業」実施要項
内容及び 報道に当 たつての お 願 い	<p>1 目的 管内の小・中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校の児童生徒が、「どさんこ☆子ども全道サミット」における協議の結果を交流し、「いじめ（ネットトラブルを含む）の根絶」に向けて、学校や地域等における「仲良しコミュニケーション活動」の充実を図るため、主体的に取り組むべき内容を具体化する。</p> <p>2 日時及び会場等 (1) 開催日時 令和元年10月5日（土）13:00～16:10 (2) 開催場所 北海道北見緑陵高等学校 (3) 主催 北海道教育委員会 (4) 主管 オホーツク教育局</p> <p>3 参加者 管内の小・中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校の児童生徒</p> <p>4 内容 (1) 北見市立高栄中学校による実践発表及びいじめ防止に向けたグループ協議 <ul style="list-style-type: none"> ・「いじめの防止」に向けて自分たちにできることは何か、自分たちがどのように取り組んでいくべきか、その具体的方策について考える。 ・各グループで出された協議結果をまとめ、今後の学校における取組を確認する。 (2) 令和元年度いじめ・ネットトラブル根絶！メッセージコンクール「いじめの根絶部門」及び「ネットトラブルの根絶部門」についての表彰</p>
担当窓口	北海道教育庁オホーツク教育局教育支援課長 遠藤 直俊 (担当 高等学校教育指導班主任 岩淵 啓介) 【電話】0152-41-0758 【Fax】0152-43-0200

令和元年度「どさんこ☆子どもオホーツク地区会議」実施要項

1 目 的

「どさんこ☆子ども全道サミット」における協議を踏まえ、児童生徒が主体的にいじめの未然防止に向けて取り組むべき内容を話し合い、管内における「仲良しコミュニケーション活動」の定着と充実に向けた取組を推進する。

2 主 催

北海道教育委員会（主管 北海道教育庁オホーツク教育局）

3 日 時

令和元年10月5日（土）13：00～16：10

4 会 場

北海道北見緑陵高等学校（北見市大正255番地 TEL：0157－36－4536）

5 参加対象

管内の小・中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校の児童生徒（私立学校の児童生徒を含む。）

6 日 程

12:30 13:00 13:10 13:40 14:20 15:40 16:00 16:10

受付	開会	表彰	管内別 成果交流会	説明・グループ協議	全体会	閉会
----	----	----	--------------	-----------	-----	----

7 その他

今年度より、管内を北見・網走・遠紋の3地区に分け、道立高等学校を会場としたローテーションとしています。

令和元年度（2019年度）「児童生徒仲良しコミュニケーション活動奨励事業」実施要項

（令和元年（2019年）5月20日 学校教育局参事（生徒指導・学校安全）決定）

1 目的

児童生徒が、望ましい人間関係や日常のコミュニケーションの構築、いじめ（ネットトラブルを含む）の未然防止等について、自ら考え行動する「仲良しコミュニケーション活動」を通して、いじめに対する意識の醸成と発達段階に応じた児童生徒のコミュニケーション能力等の社会的スキルの育成を図る。

2 事業期間

令和元年（2019年）8月～令和2年（2020年）8月

3 具体的な取組

(1) 「どさんこ☆子ども全道サミット」の開催

ア 概要

「仲良しコミュニケーション活動」を推進した「いじめ（ネットトラブルを含む）の根絶」に向けた活動などに取り組んでいる各管内の代表児童生徒が一堂に会し、コミュニケーショントレーニングを体験するほか、いじめのない学校を目指した児童生徒の主体的な取組について協議を行う。

イ 期日

令和元年（2019年）8月8日（木）～9日（金）

ウ 会場

北海道立青少年体験活動支援施設ネイパル砂川

エ 実施主体

学校教育局参事（生徒指導・学校安全）

オ 内容

実施要項を別途定める。

(2) 「どさんこ☆子ども地区会議」の開催

ア 概要

各管内の小・中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校の児童生徒が、「どさんこ☆子ども全道サミット」における協議の結果を交流し、「いじめ（ネットトラブルを含む）の根絶」に向けて、学校や地域等における「仲良しコミュニケーション活動」の充実を図るため、主体的に取り組むべき内容を具体化する。

イ 実施時期

「どさんこ☆子ども全道サミット」実施後～令和元年（2019年）11月末日まで

ウ 実施主体

各教育局

エ 内容

実施要項準則を別途定める。

(3) 各市町村教育委員会での「子ども会議」等の開催

ア 概要

「どさんこ☆子ども地区会議」における協議の結果や子ども会議に参加する各学校の取組実践を交流し、「いじめ（ネットトラブルを含む）の根絶」に向けた各学校における「仲良しコミュニケーション活動」の充実を図るための具体的な取組について協議等を行う。

イ 実施時期

「どさんこ☆子ども地区会議」後～翌年度「どさんこ☆子ども全道サミット」までに実施

ウ 実施主体

市町村教育委員会

エ 内容

実施主体にて決定

(4) 各小・中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校における取組

ア 概要

児童会や生徒会が主体となり、校内や地域における「仲良しコミュニケーション活動」を実施し、いじめのない学校づくりに取り組む。

イ 実施時期

実施主体にて決定

ウ 実施主体

各学校

エ 内容

実施主体にて決定

(5) 「管内別成果交流会」の開催

ア 概要

各管内の児童生徒が、学校等における「仲良しコミュニケーション活動」による「いじめ（ネットトラブルを含む）根絶」の取組について、成果や課題を交流し検証を行う。

イ 実施時期

「どさんこ☆子ども地区会議」後～翌年度の「どさんこ☆子ども全道サミット」までに実施

ウ 実施主体

各教育局

エ 内容

別途実施要項準則を定める。

4 成果の普及

- (1) 学校教育局参事（生徒指導・学校安全）は、「どさんこ☆子ども全道サミット」などの成果を取りまとめ、「仲良しコミュニケーション活動」推進のための資料を作成し配布する。
- (2) 各教育局は、「どさんこ☆子ども地区会議」の成果を管内の学校に普及・啓発し、「仲良しコミュニケーション活動」の充実に努める。
- (3) 各教育局は、「管内別成果交流会」で作成した「管内の取組のまとめ」を「仲良しコミュニケーション活動」の成果として管内の学校に普及・啓発するとともに、次年度の「全道サミット」で実践交流を行う。

附 則

この要項は決定の日から施行する。